

# 外来医療の医療提供体制に関する データ等

# 外来医師偏在指標

(人口10万人対診療所医師数)

## 現行計画策定時に示された指標

(医師数は平成28年12月31日の数値)

全国順位 (335圏域中)	圏域名	国が算定する 外来医師 偏在指標	外来医師多数区域 (全国の上位33.3%)
	全国(参考)	106.3	
1	区中央部	239.6	外来医師多数区域 に該当
2	区西部	186.5	
3	区西南部	167.5	
7	島しょ	149.3	
25	区南部	132.1	
31	区西北部	128.3	
52	北多摩南部	118.8	
72	区東部	112.9	
95	区東北部	108.0	
161	南多摩	98.0	
170	北多摩西部	96.6	
224	北多摩北部	90.4	
280	西多摩	80.6	



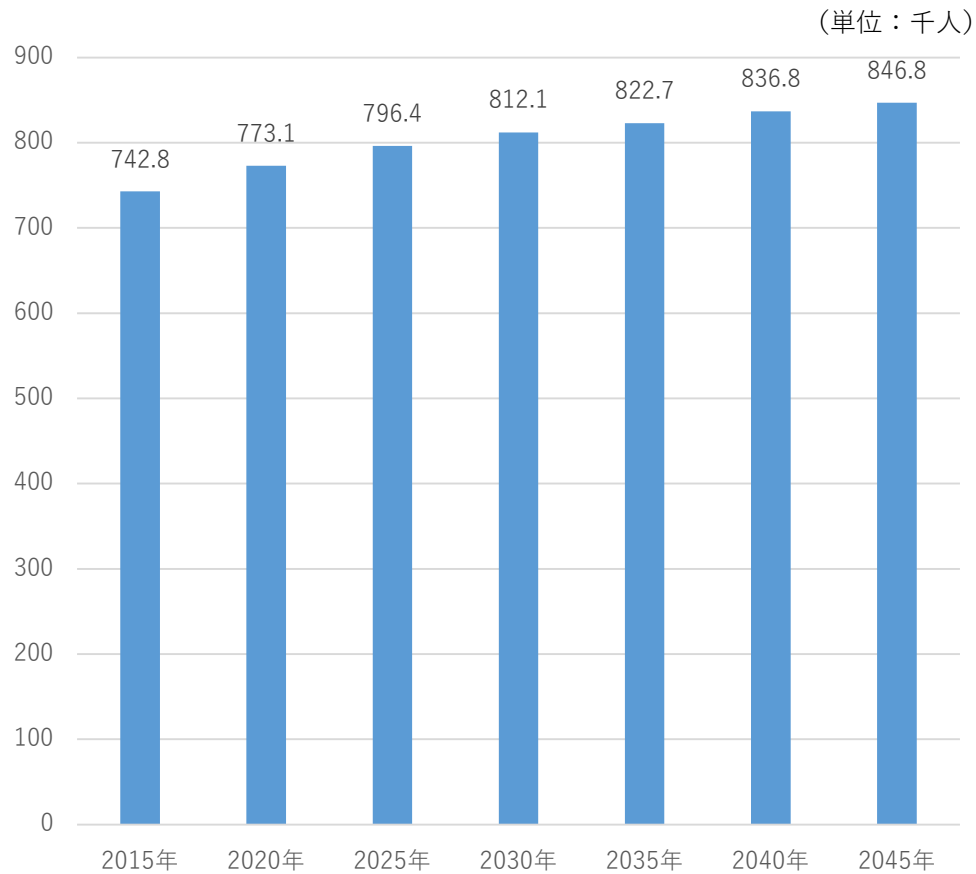
## 今回示された指標

(医師数は令和2年12月31日の数値)

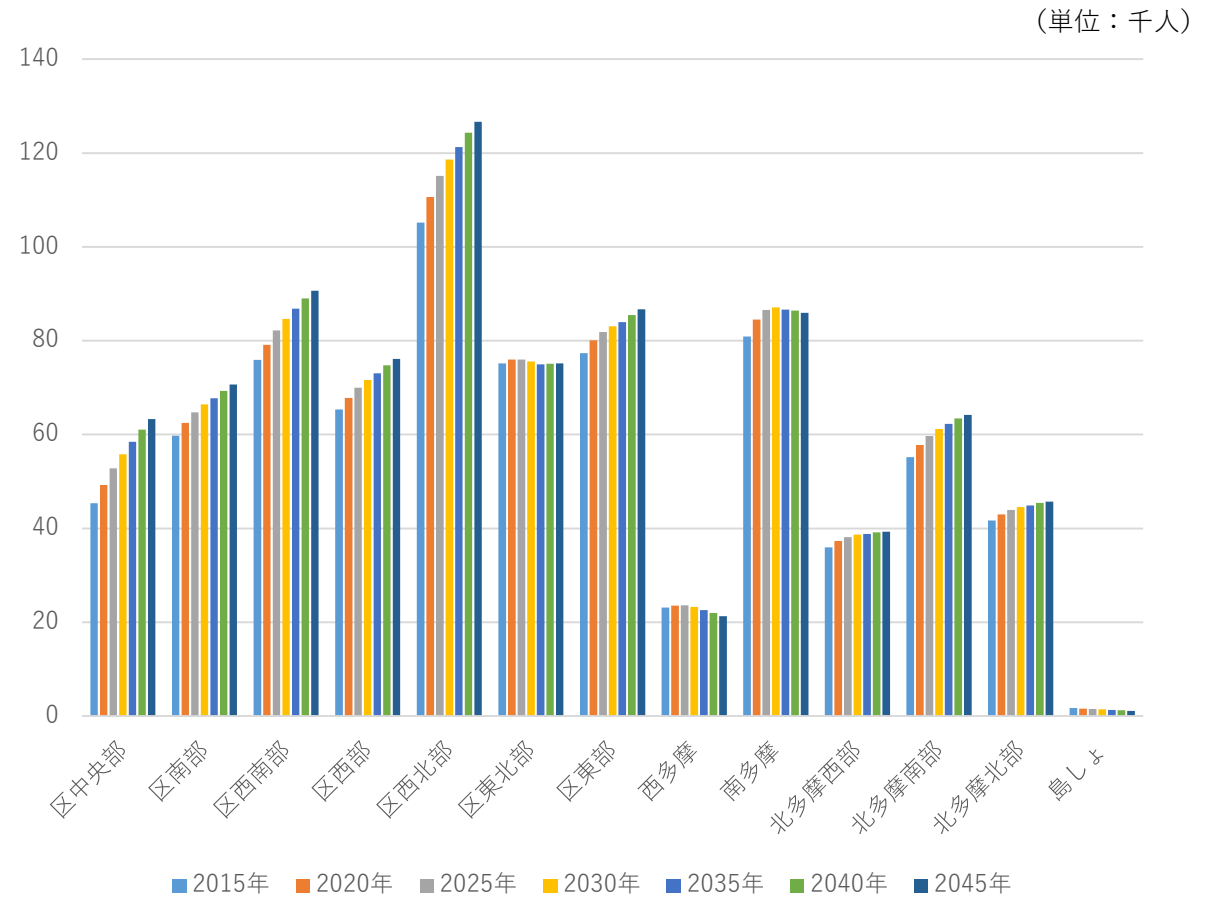
全国順位 (335圏域中)	圏域名	国が算定する 外来医師 偏在指標	外来医師多数区域 (全国の上位33.3%)
	全国(参考)	112.2	
1	区中央部	270.1	外来医師多数区域 に該当
2	区西部	201.8	
3	区西南部	185.0	
13	島しょ	145.5	
14	区南部	144.7	
16	区西北部	142.8	
37	北多摩南部	127.7	
58	区東部	120.6	
74	区東北部	116.3	
120	北多摩西部	106.9	
152	南多摩	102.5	
169	北多摩北部	99.5	
269	西多摩	83.8	

# 1日あたり外来患者数の推計

都内全域



二次医療圏ごと



# 疾病ごとの1日あたり外来患者数の推計

都内全域

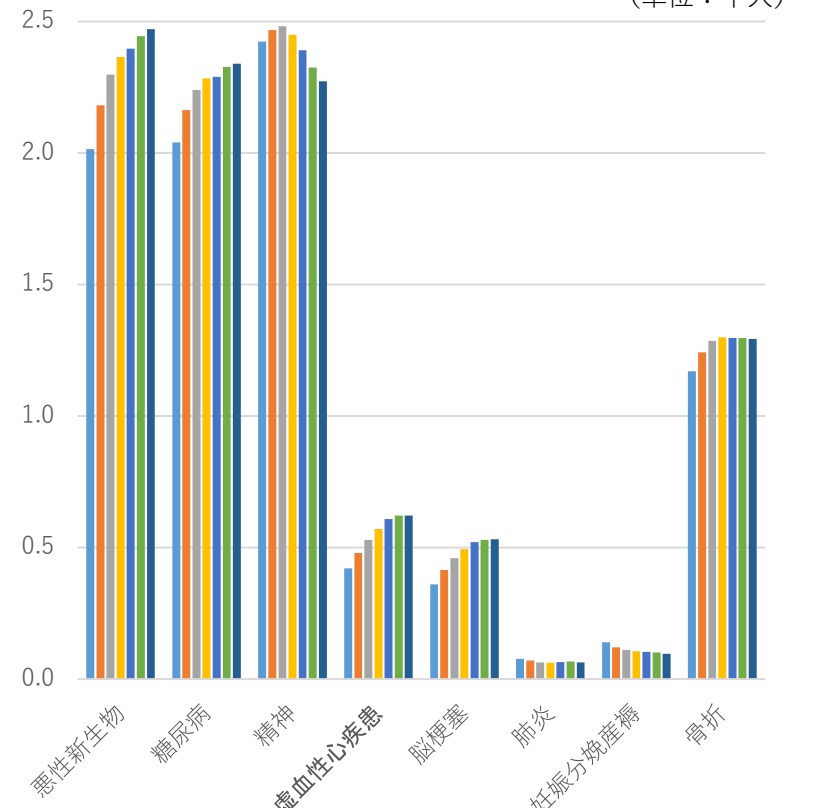
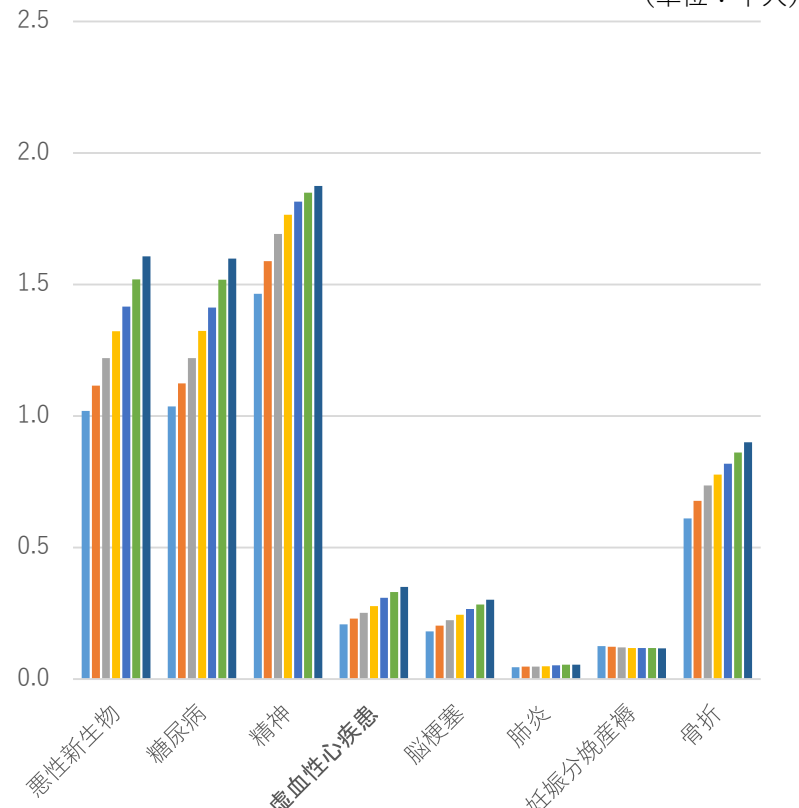
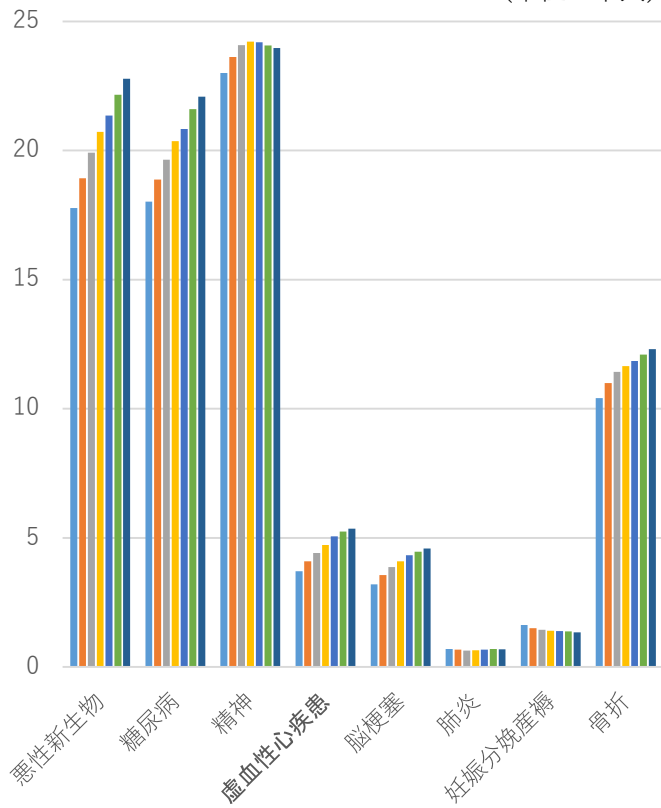
区中央部

南多摩

(単位：千人)

(単位：千人)

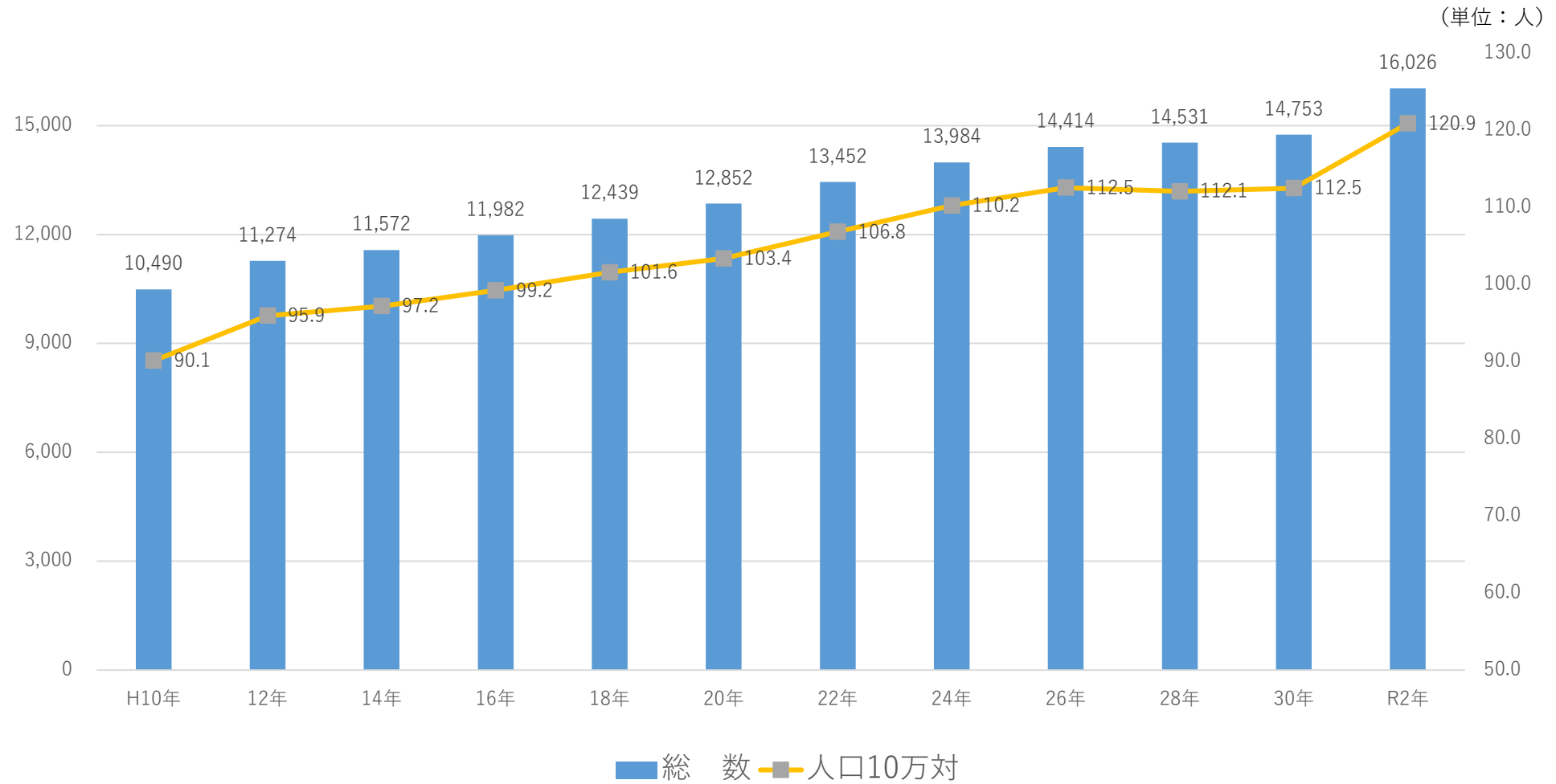
(単位：千人)



■ 2015年    ■ 2020年    ■ 2025年    ■ 2030年  
■ 2035年    ■ 2040年    ■ 2045年

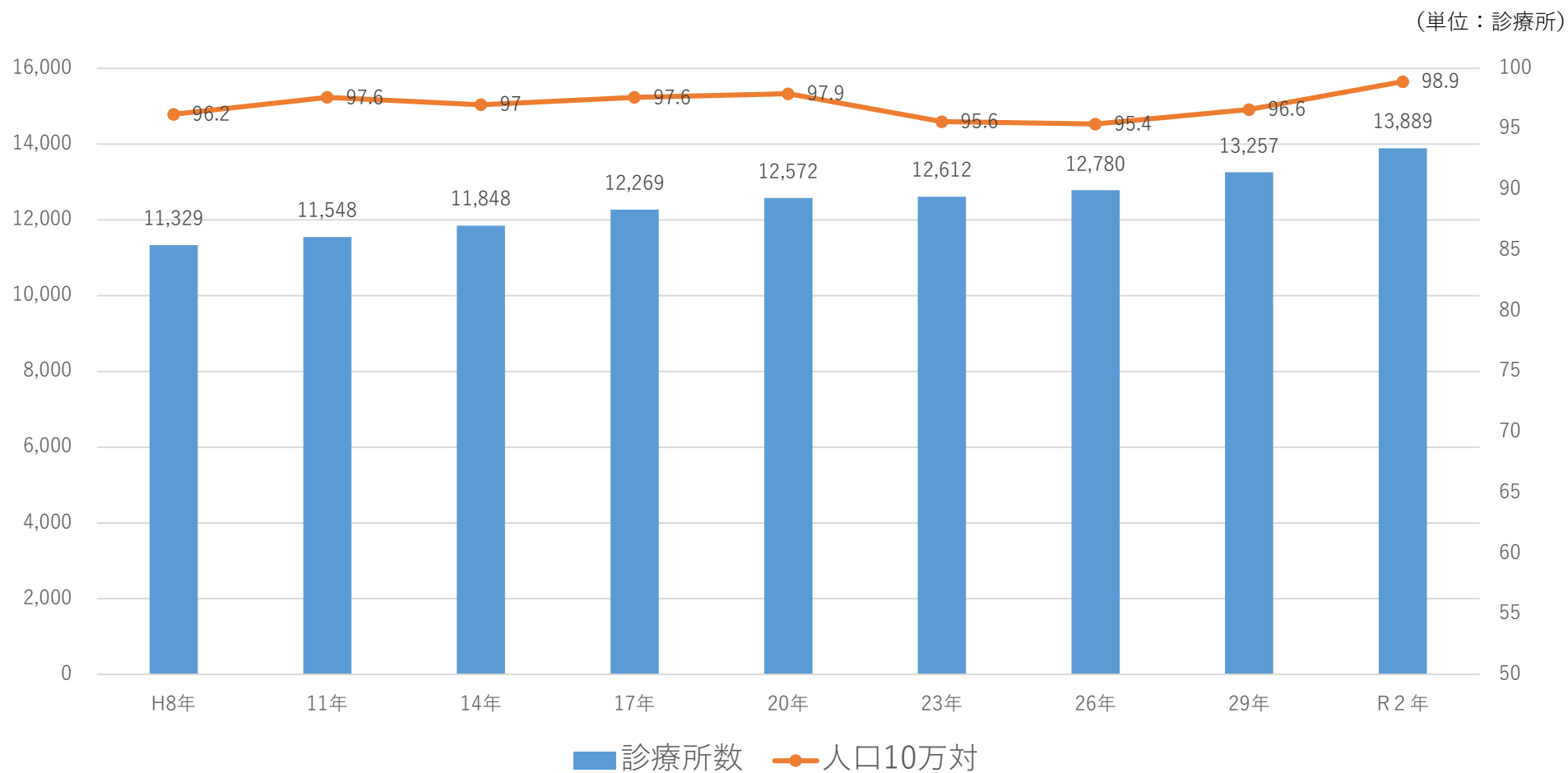
出典：厚生労働省提供資料（平成29年患者調査等により推計）

# 都内診療所従事医師数



出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査/統計」

# 都内診療所数



出典：厚生労働省「医療施設調査」

# 各計画とかかりつけ医機能が発揮される制度整備のスケジュールについて

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年 (2025年度)	令和8年 (2026年度)	...	令和12年 (2030年度)	...
医療計画	第7次医療計画 (~2023) ※各都道府県での 計画改定作業		第8次医療計画 (2024~2029)		※中間の見直し	第9次医療計画 (2030~2035)	
地域医療構想		現行の地域医療構想 (~2025)		新たな地域医療構想 (2026~2040?)			
外来医療計画	現行外来医療計画 (~2023) ※各都道府県での 計画改定作業		外来医療計画 (第8次医療計画)		※中間の見直し	外来医療計画 (第9次医療計画)	
かかりつけ医機能	<p><b>(1) 医療機能情報提供制度の刷新 (令和6年4月施行)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医機能 (「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義) を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。</li> </ul> <p><b>(2) かかりつけ医機能報告の創設 (令和7年4月施行)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能 (①日常的な診療の総合的・継続的实施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など) について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることとする。</li> <li>都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。</li> <li>都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。</li> </ul> <p><b>(3) 患者に対する説明 (令和7年4月施行)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事による (2) の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。</li> </ul>						

国の制度設計を踏まえ、  
中間の見直しの際に反映？